

「森林保全に関する税の導入」 (H14. 10~H20. 4)

【幹事】 福岡県 総務部 税務課

【参加県】 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

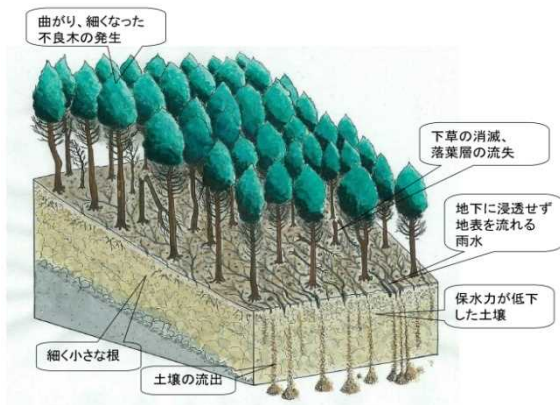
目的

水源かん養機能や地球温暖化の防止等に大きな働きを持つ森林の保全対策が九州・山口各県の共通課題であることから、森林整備のための税制のあり方について研究を行う。

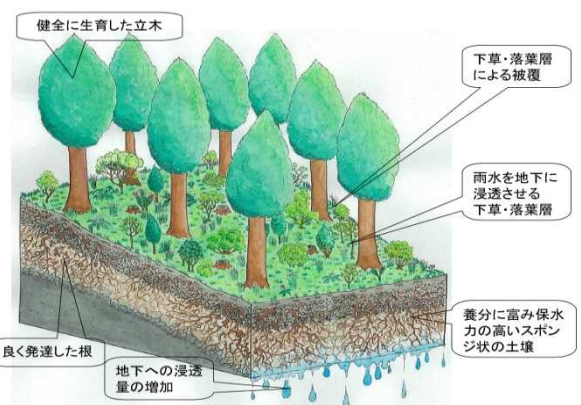
取組内容・成果

- 森林の荒廃による森林の持つ多面的機能の低下が各県共通の課題となっている中、その解決方策の一つとして、森林保全に関する税制に着目した研究を実施。
- 平成17年度以降、8県が森林保全に関する税を導入し、税収を活用した荒廃森林再生の取組などにより、森林の保全に大きく寄与。

荒廃した森林のイメージ



健全な森林のイメージ



【森林保全に関する税の導入状況】

| 導入時期 | 導入県 |
|--------|--------------|
| 平成17年度 | 熊本県、鹿児島県、山口県 |
| 平成18年度 | 大分県、宮崎県 |
| 平成19年度 | 長崎県 |
| 平成20年度 | 福岡県、佐賀県 |

※沖縄県は導入予定なし



荒廃した森林

間伐後



健全な森林（林内が明るくなり、下層植生を育む）

目的の達成

各県が税を導入したことにより、本政策連合の取組は終了。